

報道関係者各位

令和8年8月20日

入札参加停止措置について

- ・業者名 株式会社 カナデビアエンジニアリング
(所在地) 大阪府大阪市大正区鶴町2丁目15-26
- ・停止期間 令和8年8月20日から令和8年11月19日
- ・停止措置の理由 上記の者は、建設業法第15条第2項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められ、令和8年6月19日付けで、国土交通省近畿地方整備局から、監督処分を受けたため。

措置要件

○舞鶴市入札参加停止に関する要綱
(入札参加停止等)

第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。

別表第2(第3条,第5条関係)

贈賄、不正行為等に基づく停止基準

措置要件			期間
8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法(昭和24年法律第100号)に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。	ウ 府外工事等における違反	3月



休日の部活動を
地域に展開

舞鶴市 契約課 (担当：工原)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

TEL:0773-66-1065、FAX:0773-62-9894
E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp